

令和4年度第1回 宮城県自然環境保全審議会会議録

日時 令和4年10月25日(火)
午後1時30分から
場所 宮城県庁9階 第一会議室

【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 宮城県自然環境保全審議会会長の決定について
 - (2) 会長による副会長の指名，各部会に属する委員及び専門委員の指名，部会長及び代理者の指名について
 - (3) 第五期宮城県ニホンザル管理計画の一部改正について
 - (4) その他
- 4 報告
温泉部会の処分状況について
- 5 その他
- 6 閉会

【資料】

- 資料1 第五期宮城県ニホンザル管理計画概要版(一部改正案)
資料2 第五期宮城県ニホンザル管理計画(一部改正案)
資料3 第五期宮城県ニホンザル管理計画新旧対照表(一部改正案)
資料4 宮城県自然環境保全審議会温泉部会処分状況一覧
参考資料1 宮城県自然環境保全審議会の概要
参考資料2 自然環境保全審議会条例
参考資料3 宮城県自然環境保全審議会審議事項
参考資料4 宮城県自然環境保全審議会の過去の10年間の審議事項

1 開会

(始めに、委員委嘱状交付並びに事務局の出席者の紹介が行われた後に末永環境生活部副部長が挨拶を行った。)

2 あいさつ (末永仁一環境生活部副部長)

本日はお忙しい中、令和4年度第1回宮城県自然環境保全審議会に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。またお集まりの皆様には日頃から本県の自然環境保全の推進に格別の御理解と御支援を賜っていることに対し、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

今期からの新任の方3名の方々を含め、23名の方々に審議会委員に御就任をいただきました。各委員の皆様におかれては、今後2年間にわたってどうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は本日お配りしている参考資料の1「審議会の概要」という資料にありますとおり、鳥獣保護法と温泉法の規定により、その権限に属せられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する機関として、条例に基づいて設置されております。審議に当たりましては、本審議会での審議に加え、諮問案件に応じて、2つの部会、自然環境部会と温泉部会においてそれぞれの専門分野での御審議を行っていただくこととしております。

本日は、会長の選出、副会長の指名後に、第5期宮城県ニホンザル管理計画の一部改正についての御審議と報告事項を予定しております。限られた時間ではありますが忌憚のない御意見や御提言を賜りますようお願い申し上げます。

(事務局より本日の定足数を報告(構成委員23名中18名が出席し、過半数を満たしていることから、審議会条例第6条第2項の規定により有効に成立している)。次に、本日の会議の公開・非公開について、平成12年3月21日に開催された当審議会において審議された結果、審議案件は公開となっていることから、本日の審議会は公開で行われる。ただし、温泉部会からの報告については、法人及び個人の事業が含まれることから非公開とする旨を報告。)

3 議事

議事(1) 宮城県自然環境保全審議会会長の決定について

司 会： まず初めに当審議会の会長の選出ですが、会長が決まるまで、土屋範芳委員に仮議長をお願いしたいと思います。御承認いただけますでしょうか。

各 委 員： (異議なし)

司 会： それでは土屋委員、よろしくお願いします。

土屋(範)委員： それでは暫時仮議長を務めさせていただきます。

会長の選出については、当審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選により選出されることとなっております。どなたか推薦等ありませんか。

土屋(剛)委員： 西村委員を会長に御推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

土屋(範)委員： ただいま、土屋剛委員から西村委員を会長に推薦する旨の発言がありました。御意見はございませんか。

各 委 員： (異議なし)

土屋(範)委員： 「異議なし」ということでございますので、当審議会の会長は西村委員にお願いしたいと存じます。以上をもちまして議長を交代させていただきます。それでは西村委員、よろしくお願ひいたします。

(西村会長、会長席へ移動)

司 会： それでは西村会長から一言御挨拶をいただきたいと存じます。

西 村 会 長： ただいま会長に推薦いただきました西村修であります。前回に引き続き、僭越ではありますが進行役を務めさせていただきます。宮城県自然環境保全審議会で審議する事項は多岐に亘っておりますが、自然環境保全、環境問題としては脱炭素とともに極めて重要な生物多様性を守っていくということが背景にあつての審議会と理解しております。しかしながら自然環境保全を行うことは難しいところがたくさんあると私も理解しており、これをしっかりと確保していかないと将来の持続可能性もないということは皆様御承知のとおりかと思ひます。地道にコツコツと続けていかないと、少しでも油断をするとすぐ問題が発生すると認識しておりますので、様々な観点から忌憚のない御意見を賜り、活発な議論をしていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

司 会： ありがとうございます。それでは、審議会条例第6条第1項の規定により、以後の議事の進行について、西村会長にお願ひいたします。

西 村 会 長： 規定により議長を務めさせていただきます。始めに本日の予定ですが、審議会の終了予定は15時30分となっております。委員の皆様の御協力をお願ひします。

議事(2) 会長による副会長の指名、各部会に属する委員及び専門委員の指名、各部会長及び代理者の指名について

西 村 会 長： 議事(2)についてですが、当審議会条例第4条第1項の規定により副会

長の指名を、第5条第4項、第5項、第7項の規定により、各部会に属すべき委員及び専門委員の指名、各部会の部会長の指名、代理者の指名を行います。

それではまず副会長を指名いたします。第1順位の副会長を伊藤絹子委員、第2順位の副会長を益子保委員にお願いいたします。

次に自然環境部会、温泉部会に属すべき委員と専門委員、各部会の部会長及び代理者を指名いたします。

自然環境部会については委員の中から、生駒純一委員、伊藤絹子委員、大越和加委員、小林秀樹委員、鈴木美紀子委員、陶山佳久委員、土屋剛委員にお願いいたします。

また、専門委員の中から、特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会会長の高橋孝紀委員、元宮城県緑化推進委員会常務理事の河野裕委員、公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団主任研究員の藤本泰文委員にお願いいたします。

自然環境部会長は伊藤絹子委員、代理者は陶山佳久委員にお願いいたします。

続きまして、温泉部会については、委員の中から永広昌之委員、土屋範芳委員、富岡佳久委員、益子保委員、村上英人委員にお願いいたします。

また、専門委員の中から、一般社団法人宮城県温泉協会理事の岩松廣行委員、佐藤法律事務所弁護士の佐藤靖祥委員、東北大学大学院特命教授の高山真委員、一般社団法人宮城県温泉協会理事の沼倉浩章委員にお願いいたします。

温泉部会長は益子保委員、その代理者は永広昌之委員にお願いいたします。

議事（3）第五期宮城県ニホンザル管理計画の一部改正について

西村会長： それでは議事（3）第5期宮城県ニホンザル管理計画の一部改正について審議してまいります。事務局に内容の御説明をお願いいたします。

事務局： （資料により説明。また、群れの評価レベル等の最新調査情報については、次回以降群れの長距離移動などが無い限り本審議事項として諮問しないこと、併せて、本件について利害関係機関への意見聴取及びパブリックコメントでは意見等がなかったことを説明。）

西村会長： ただいまの説明について委員の皆様から確認したい事項等あればお願いいたします。何か御質問等ないでしょうか。webで御参加の方々、御質問等ないでしょうか。

斉藤委員： これは確認ですが、資料1で御説明いただきましたが、資料2の管理計画にさらに資料があると記載され、本文中では資料1から5で運用されておりますが、資料集は何処にあるのでしょうか。

事務局： 今回は管理計画のみの改正になるので、資料の方は改正なしとして添付の方を省略させていただいております。

齊藤委員： ネット上では見る事ができるのでしょうか。

事務局： 今回御審議いただき、完成版になりましたら全て添付した形で公開させていただきます。

齊藤委員： もし可能であれば審議に当たって資料を確認したいと思いましたので、次回からお願いします。

西村会長： 他に何か御質問等ないでしょうか。

土屋(範)委員： 添付された資料には金華山のポピュレーションについての動きや対応がないですが、これは金華山で生育しているサルが県全体の中の管理とは少し異なる部類に属しているから資料が添付されていないという理解でよろしいでしょうか。黄金山神社と何か関係があるのかよく分かりませんが。

事務局： 金華山に生息する群れは野生種として、民家とか耕作地がないので完全に自然のものということで、ポピュレーション自体の管理は行い別途調査した情報を収集しておりますが、この計画上における管理の対象とはしていません。

土屋(範)委員： はい、わかりました。

西村会長： 他に何か御質問等ないでしょうか。よろしければこの辺で質疑を終了します。委員の皆様にお諮りします。原案を了承することとして、知事に答申してよろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

西村会長： 御異議がないので原案を了承する旨を知事に答申することといたします。

4 報告

西村会長： 続いて、次第4「温泉部会の処分状況」について、益子部会長からお願いいたします。

益子温泉部会長： (資料4により説明)

西村会長： ただいまの報告について、委員の皆様、確認されたい事項がありましたらお願いいたします。

各委員： (意見なし)

西村会長： 特に意見がないようなのでこれで質疑を終了し次に進ませていただきます。

5 その他

西村会長： 審議会の次第5「その他」でございますが、委員の皆様や事務局から何かございますでしょうか。

早坂委員： 今回の議題には挙がっておりませんが、自然環境保全審議会ということなので敢えて質問したいと思います。

今回、知事が森林開発の再エネ課税の導入をお決めになられたというのは素晴らしい英断だと思いますが、既存の施設や小規模開発が除外されるということに懸念を覚えています。結局は開発業者がその課税を逃れる程度に個々にそれを分割するなどの逃げ道が残されてははいないかということや、小さくパッチワーク状に開発された場合には、野生鳥獣の生息域が分断されて生存の危機が及ぶことも考えうると思いますので、小さい規模の開発もすべて届出制にするなどして、大きく地図上にプロットして把握しておくなど、包括的に把握する部署があるのかどうかをお伺いしたいと思います。お答え願います。

末永副部長： まず1点目、既設のもの或いは規模での枠組みの件の御質問について、現在税の導入が決定したわけではございませんが、新しい森林保全のための一つの手法として有効ではないかということで検討をしていこうということで、知事が議会の中で答弁をさせていただき公表したという状況でございます。

実際にこの税の仕組みについて検討をしていくのは、再生可能エネルギー条例に基づく再生可能エネルギーの審議会があり、そちらの方にお諮りをして、それから検討を進めていくという状況です。まだ制度の中身が固まっているわけではございません。

規模の部分については、それぞれ現行の法律で、例えば林地開発許可の森林法であったり、或いは再生可能エネルギーについては国が所管しているFIT法、一番大きいのは環境影響評価法、そういった既存の法律でそれぞれ手続きや規制が行われておりますが、地元の住民の皆様をはじめ、地域との対話・共生という点では残念ながら反対運動が起きているという状況がございます。そういうこともあり、なかなか規制だけではうまく進まないというところが背景にあり、検討に入るといって状況でございます。規模感或いは既設という点は、税によるということは今検討している段階であり、まだはつきり固まっているわけではないため、本日いただいたご意見も参考にさせていただき、これから検討の俎上に上げていきたいと思っております。

既に操業している方々にどこまで税なり規制をかけることができるかという点は、行政としてもいろいろ難しい問題があるので、課題の認識としては捉えておりますが、どういったところまで規制に代わる税が効果を上げていけるのかは、これから議論をさせていただきたいと思っております。

もう1点は、県でその状況を把握する包括的な部署ということでありましたが、環境生活部に再生可能エネルギー推進室というところがあり、現在税の検討の事務局になっておりますので、そこで全体を把握していくことになるかと考えております。経産省がメインで行っている国のFIT法という再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく認定は、国で把握しリストを全て公表しております。ただ、その場所と事業者を突き合わせる作業が本当に

大変で、それを一目瞭然でわかるということが難しい状況でございます。その点はこれから県でも一つ一つを把握できるようにしていく必要があるという問題意識を持っております。

まず、今年の10月から太陽光パネルの設置については県独自に条例を作らせていただきました。それについては、50キロワット以上という規模感での制約がございます。太陽光パネルで言うと皆さんの御家庭にあるのは大体3キロワットとか、大きくて5キロワットぐらいとお考えいただければ良いですが、50キロワットというのは、電気事業法で事業としての届出が必要になる規模以上ですが、それについては県に全部、すでに設置した方々からも届出をもらうようにしております。そういったことで我々も環境の保全と再エネの推進という観点をいかに両立させていくかという難しい調整、課題に取り組んでいきたいと考えております。

早坂委員： ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

西村会長： それでは他に御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしければ「その他」についてはこれで終了させていただき、よって議事は終了といたします。御協力ありがとうございました。それでは進行事務局にお返しします。

事務局： 西村会長ありがとうございました。委員の皆様には御多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございました。

なお、改選後の委員名簿は追ってメールにて送付させていただきます。

以上をもちまして、本日の宮城県自然環境保全審議会的一切を終了します。ありがとうございました。